

支給認定申請書 記入上の注意

ご記入の前に、幼稚園・保育所等の利用希望施設の入園・入所のしおり（別冊）をお読みいただき、「子ども・子育て支援新制度」に係る手続き等のご確認をお願いします。

この「支給認定申請書」は、次の点に注意して記入の上、市役所または各支所または利用希望施設に提出してください。なお、家庭において2人以上の児童の申請を行う場合について、1人の児童につき1枚の申請書をご用意ください。

《表面》

【申請に係る児童について】

- ◇氏名（フリガナ）、生年月日を記入して下さい。年齢は、入園・入所を迎える次年度の4月1日現在の年齢を、保護者との続柄は、第何子にあたるかを記入して下さい。
- ◇性別は、該当を○で囲んで下さい。

【申請者（保護者）について】

- 父母のどちらで申請いただいてもかまいません。申請者名で台帳等を整理し、入園・入所後の必要な通知等を送らせていただきます。
- ◇氏名（フリガナ）、住所を記入して下さい。なお、現住所と次の4月1日の住所が違う場合には、次の4月1日の住所も記入して下さい。
 - ◇連絡先は、当方からの問い合わせに応じられる電話番号を2つ記入して下さい。

【世帯の状況について】

- ◇申請児童を除く同居をしている世帯員全員について記入して下さい。（続柄は申請児童からみて、父、母、兄、姉、弟、妹、祖父、祖母等を記入。）※同じ敷地内に別棟で住んでいる場合も同居とみなします。
- ◇生年月日、年齢（次年度の4月1日現在）を記入して下さい。職業・学校名等は、会社員、自営業、公務員等の他、保育所、幼稚園、学校名を記入して下さい。
- ◇性別、同居か別居の区分、市民税課税の有無については、該当を○で囲んで下さい。
- ◇備考欄には、申請児童の他に、既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る認定番号を記入して下さい。
- ◇ひとり親世帯、生活保護受給世帯、在宅障がい児・障がい者のいる世帯については、該当があれば☑をつけて下さい。利用者負担額の算定や軽減措置の参考とします。

《裏面》

【保育希望の有無について】

- ◇幼稚園等の教育を希望されるか、保護者の方の就労又は疾病等の事由により保育所等での保育を希望されるかで、保育の希望の「有」「無」を○で囲んで下さい。

【保育を必要とする事由等について】※保育希望「有」の方のみ記入して下さい。

- ◇保育希望「有」の方は、保育を必要とする事由について、父母（もしくは父母に代わり児童

を養育している者) についてそれぞれお答えください。続柄を記入し、該当する主な項目に して下さい。

◇具体的な状況について、例えば、「就労」に該当する場合は勤務先・就労時間（通勤時間含む）・就労日数等、「妊娠・出産」では出産（予定）日や産後の母の状況等、「疾病・負傷・障がい」では傷病名や治療見込期間、障がいの程度等、「同居又は長期入院中等の親族の介護・看護」では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名・治療見込期間等、「継続的な求職活動」では求職活動状況等、「就学」では就学先・就学期間・就学時間等を記入して下さい。

◇利用を希望する期間については、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（保育を必要とする事由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）

◇保育を希望する曜日については、希望する曜日すべてを○で囲んで下さい。

◇保育を希望する時間については、保育が必要となる時間帯を24時間表記で記入して下さい。なお、利用時間は認定要件によって決定しますので、希望される時間をお約束するものではありません。

◇希望認定時間は、保育を必要とする事由や就労時間等の認定要件により認定されます。標準時間に該当する方で、短時間での利用を希望する方はをつけて下さい。短時間に該当する方が標準時間の利用を希望することはできません。（希望が無ければ記入（）は不要です。）

【保護者の方に同意いただきたいことについて】

以下を確認の上、申請者と同じ方の署名、押印をお願いします。

■利用者負担額（保育料）の算定のため、当方が、世帯の税情報を閲覧、収集することに同意下さい。またその情報は、ご利用いただく施設、事業者に提供しますので同意下さい。

■支給認定結果については、申請を受理してから30日以内に決定し、保護者に通知することと定められていますが、次年度4月に向けた認定申請に対する処分については、事務が集中し審査に時間を要するため、審査結果の通知が30日を超えることに同意下さい。

【その他】

◇保育の必要性の事由について証明できる必要な書類や利用料の決定のために必要な書類を合わせて添付して下さい。（利用希望施設の入園・入所のしおり（別冊）を参照）

【留意事項】

◇支給認定及び施設（事業）の利用については、保育の実施基準に該当しないため希望する認定が受けられない場合や、希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合、保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

《支給認定申請書別紙》※2人以上の児童の申請を行う場合についても、1家庭につき1枚の提出です。

◇子ども・子育て支援法施行規則により、標記支給認定に係る手続きの際、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力をお願いします。

※別紙は、確認資料とともに他の申請書類とは別に、指定の封筒に封入の上、提出して下さい。